平成14年(行ケ)第575号 特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結の日 平成15年3月19日

決 日本ゼオン株式会社 同訴訟代理人弁理士 Ш 繁 明 西 -郎 告 特許庁長官 \blacksquare 被 信 太 同指定代理人 野 整 博 佐 男 杮 崎 良 同 色 由 同 美

井

幸

1 特許庁が異議2001-73422号事件について平成14年9月27日にした決定のうち、特許第3183273号の請求項1ないし3、5ないし7に係る特許を取り消した部分を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

同

1 原告は、主文1項と同旨の判決を求め、異議2001-73422号事件の決定(以下「本件決定」という)において判断の対象となった特許第3183273号の請求項1ないし7については、本件訴訟係属中に、請求項4が削除された上で、請求項1ないし3、5ないし7(以下「本件特許」という)につき、請求項に付す番号が順次1ないし6に繰り上げられるとともに、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正審決が確定したから、本件決定のうち本件特許を取り消した部分は、取り消されるべきであると述べた。

2 この点,本件訴訟係属中に、特許第3183273号の請求項4が削除された上で、本件特許につき、請求項に付す番号が順次1ないし6に繰り上げられるとともに、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正審決が確定したことは、当事者間に争いがない。

そうすると、本件決定のうち本件特許を取り消した部分は、結果的に、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが、上記部分の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、本件決定のうち本件特許を取り消した部分は、取消しを免れない。

3 よって、原告の本訴請求は理由があるから、これを認容することとし、また、訴訟費用は原告に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

 裁判長裁判官
 北
 山
 元
 章

 裁判官
 青
 柳
 馨

 裁判官
 絹
 川
 泰
 殺